

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

現在、民法第750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と規定しており、婚姻の際には夫婦のいずれかが姓を変更する必要がある、約95%のケースでは妻が姓を改めている。

政府は旧姓の通称使用拡大に取り組んでいるが、一部の国家資格や免許等では旧姓の使用が未だ認められておらず、根本的な解決策とは言えない。また、通称使用では自己同一性の喪失による苦痛を解消できず、ダブルネームの使用による負担や個人識別の誤りのリスク、経済的なコストの増大が懸念されている。

法制審議会は平成8年に「選択的夫婦別姓制度の導入が相当である」とする答申を行い、法改正の必要性を示した。さらに、平成27年12月及び令和3年6月の最高裁判所の判断でも夫婦同姓規定は合憲とされつつ、制度の在り方について「国会で論ぜられ、判断されるべき」と明記されている。

令和6年6月には経団連が「選択肢のある社会の実現を目指して」と題する政策提言を発表し、政府に対して選択的夫婦別姓制度の導入を要望した。この提言では、旧姓使用の限界や女性のキャリア形成における障壁、国際的な信用問題を指摘し、民法改正案を早急に国会へ提出すべきと述べている。

選択的夫婦別姓制度は、同姓を望む夫婦の自由を妨げるものではなく、単に「選択肢」を拡大する制度である。家族の絆や子どもの福祉への悪影響といった懸念についても、諸外国の事例から見て根拠が乏しいと言える。よって、塩尻市議会は国会および政府に対して民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

塩 尻 市 議 会